役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第２５条の役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（役員等）
第２条　この規程において、役員等とは、理事、監事及び顧問をいう。

（報酬の支給）
第３条　会長及び常務理事には報酬を支給し、会長及び常務理事を除く役員等は、無報酬とする。
２　会長及び常務理事に支給する報酬は、給与及び諸手当をもって報酬とする。
３　前項の給与は、会長については前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱に規定する再任用職員給料表の６級、常務理事については同表の５級とする月額給与とする。
４　第２項の諸手当は、前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱の規定に基づき支給される諸手当とする。

（報酬の支給方法）
第４条　前条に規定する報酬の支給方法は、職員の給与・退職手当・旅費等に関する規程に定めるところによる。

（出席旅費の支給）
第５条　会長及び常務理事を除く役員等には、次のとおり出席旅費を支給する。
(1)　本会の理事会、評議員会に出席した場合
(2)　本会の理事会、評議員会以外で、本会の運営等のため会長の命を受けてその業務にあたった場合
２　前項に規定する出席旅費は、１回の出席につき１，６５０円を支給することとする。
３　前橋市一般職員が役員等に就任した場合は、出席旅費を支給しないものとする。

（出席旅費の支給方法）
第６条　前条に規定する出席旅費は、１年度分を一括して年度末に、役員等が申し出た金融機関口座に振り込みにて支給する。

（旅費の支給）
第７条　役員等が本会の職務のために出張したときには、旅費を支給する。

（旅費の支給方法）
第８条　前条に規定する旅費の支給方法は、職員の給与・退職手当・旅費等に関する規程に定めるところによる。
（公表）
第９条　本会は、この規程及び第３条に関連する要綱等をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
２　役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成１７年４月１日施行）は、廃止する。
附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。